月刊基金

5May 2023



特集流行初期医療確保措置と支払基金の役割

トピックス 令和5年3月全国基金審査委員長会議を開催 一ブロック別医科・歯科合同開催—



支払基金メールマガジンでは以下の情報をインターネットメールで提供しています。

保険者等 (保険者団体を含む)へ 配信している情報

レセプトデータおよび請求 関係帳票データがオンライン 請求システムからダウンロー ド可能になったという情報

医療機関等 (診療担当者団体を含む)へ 配信している情報

返戻レセプトデータ、増減点 連絡書データおよび振込額明細 データ等がオンライン請求シス テムからダウンロード可能にな ったという情報

保険者・医療機関等共通の配信情報

- ①オンライン請求システム等に障害が発生 した場合の緊急連絡
- ②電子レセプトの記録条件仕様、レセ電の 基本マスターおよび電子点数表が更新さ れたという情報
- ③厚生労働省から連絡文書(疑義解釈、保 険適用等)が発出されたという情報

9

登録方法

メールアドレスの登録は次のいずれかの方法によりお願いします。 登録方法は、支払基金ホームページでもご案内しています。

支払基金



支払基金ホームページ (https://www.ssk.or.jp/) トップページ→広報誌・メルマガ→ 「支払基金メールマガジン」のご案内

空メールによる登録方法

メールの宛先を右の2次元バーコードから読み込み、空メールを送信します。

または、宛先欄に次のアドレスを直接入力し、 空メールを送信します。

空メールの送信先: toroku@mail.ssk.or.jp



Web上の登録ページからの登録方法

アクセス先を右の2次元バーコードから読み込み、ブラウザよりWebページにアクセスし、登録するメールアドレスを入力します。返信メールに記載されている登録フォームへアクセスし、必要な項目をご入力ください。



3

Q&A(よくあるお問い合わせ)

● 登録メールを ● 1 送信したのですが、 ● 返信メールが届きません。

ドメイン指定受信等を設定されている場合、返信メールが届かない場合があります。

「ssk@mail.ssk.or.jp」からのメールを受信できるように設定する必要があります。

● 登録しているメールアドレスを 変更できますか。

A2 配信されているメールに掲載されている 「登録内容の変更」でメールアドレスの 変更はできません。

お手数ですが、現在登録しているアドレスを配信 停止手続き後に、変更後のアドレスを新規登録願 います。

○ 登録するメールアドレス等の○ 情報漏えいが心配です。

A3 登録された情報は厳正に管理し、IP制限や、二要素認証機能などのアクセス制御機能を付加することにより、不正アクセスを遮断し、情報漏えいのリスクから守っています。

メールマガジンに掲載してある リンク先は安全ですか。

A4 メールマガジンに掲載のリンク先は、支 払基金ホームページ(https://www.ssk. or.jp/)へ移行するよう設定しているた め安全です。

(※診療報酬情報提供サービスについては、厚生労働省が運用<mark>するホー</mark>ムページ (http://shinryohoshu.mhlw.go.jp/) をご案内しています。)

支払基金メールマガジンに <u>関するお問</u>い合わせ先 社会保険診療報酬支払基金 本部 経営企画部 企画広報課

TEL: 03-3591-7441 9時~ 17時30分(土、日、祝日、年末年始を除く)

月刊基金

Monthly KIKIN 第64巻 第5号

SMAY 2023

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命 私たちは、国民の皆様に信頼 される専門機関として、 診療報酬の「適正な審査」と 「迅速な支払」を通じ、 国民の皆様にとって大切な医 療保険制度を支えます。

今月の表紙

月刊基金 5



社会保険診療報酬支払

祖谷のかずら橋(徳島県)

祖谷のかずら橋は、秘境・祖谷地域にあるシラクチカズラ製の長谷 45 mの橋で、国の重要有形民俗くは財に指定されています。古名割に指定されてい重要な役はをして重要なけらいたそうです。橋からは祖谷川でもいたそうです。橋からは祖谷川であると四季折々の景観を堪能にゆきますが、一歩踏み出すたびには覚悟が必要です。

CONTENTS

特集

2 流行初期医療確保措置と 支払基金の役割

トピックス

9 令和5年3月 全国基金審査委員長会議を開催 一ブロック別医科・歯科合同開催—

審査委員長に伺いました。

- 12 審査委員会の充実のため、努力していく 福島県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 岩谷 文夫
- 14 令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症 に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」について
- 16 保険者からの再審査請求において 「原審どおり」となる事例の解説
- 18 令和5年5月から帳票が変わります! ~審査支払手数料階層化の導入~ [保険者の方へ]
- 20 ホームページ活用術
- 24 おたずねに答えて Q&A 支払基金メールマガジン
- 25 インフォメーション

流行初期医療確保措置と強保措置と支払基金の役割

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に変更となり、これに伴い、今後は、コロナ対応の医療提供体制について段階的に平時に戻されることになります。

一方、昨年の令和4年9月2日に、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「次の感染症危機に備えるための対応の具体策」が決定され、その内容を踏まえた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正感染症法」という。)が同年12月2日に国会で成立しました。

本稿では、改正感染症法に基づく、次の感染症危機に備え、都道府県と医療機関との間で協定を締結すること等による医療提供体制の整備の仕組みの概要と、 当該協定の中でも、初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関を支援する ための「流行初期医療確保措置」及びその実施における支払基金の役割を紹介し ます。

はじめに

の締結などを行い、保健・医療提 感染力が高まった場合にも対応で の感染拡大に向けた安心確保のた 与え続けてきました。こうした中 命・健康や社会経済活動に影響を 返しながら、 新型コロナウイルスは変異を繰り 因不明の肺炎が報告されて以降、 きました。 供体制の強化、ワクチン接種の促 に対応する病床等を提供する協定 の間で新型コロナウイルス感染症 きるよう、都道府県と医療機関と めの取組の全体像」を取りまとめ、 令和一 治療薬の確保等に取り組んで 政府は、令和3年11月に「次 元年12月に中国武漢市で原 世界中の人々の生

本部において「新型コロナウイルを講ずるための司令塔機能の強化を講ずるための司令塔機能の強化を講ずるための司令塔機能の強化をは、次の感染症危機に備え、

ら委託を受けて、対象医療機関に 出金を徴収し、また、都道府県か す。支払基金は、同法に基づき、 年12月に同法が成立したところで 210回国会(令和4年臨時会) が示されました。この中で示され を踏まえた次の感染症危機に備え うこととされています。 流行初期医療確保措置の事業を行 対して減収分の差額を支払う等の 保険者等から流行初期医療確保拠 実際に新興感染症が発生した場合、 に感染症法等改正法案を提出、 おいてさらに検討が進められ、第 機に備えるための対応の具体策 での取組を踏まえた次の感染症危 ナウイルス感染症に関するこれま るための対応の方向性」として決 た方向性に基づき、厚生労働省に ス感染症に関するこれまでの取 令和4年9月に「新型コロ 同

次の感染症危機に

題がありました。 が十分に確保できないといった課 の認識のずれや医療人材の確保の なった後においても、医療機関と が、ウイルスの特性が明らかに 病床等の確保計画を立案しました が困難であったことや、感染が拡 でなく、 明らかになってきた後に対応する る医療機関と、ウイルスの特性が 性も明らかでない時期から対応す 染拡大初期においては、感染症指 病床確保や発熱外来等の医療体制 困難さなどから、地域によっては 大する中においては、都道府県が 医療機関との役割が平時から明確 定医療機関以外に新型コロナの特 新型コロナウイルス感染症の感 地域によって役割の調整

県及び関係機関の連携協力によるおそれがある感染症の発生及びまなそれがある感染症の発生及びまなのでは、国民のこうした課題を踏まえ、国民の

履行の確保を促す措置が法定化さ 定を結ぶ等の仕組みや協定に沿っ 症に対応する病床等を提供する協 の実施及び水際対策の実効性の確 盤の整備、機動的なワクチン接種 所や検査等の体制の強化、情報基 染症対策物資の確保の強化、保健 病床、外来医療及び人材並びに感 つこととなりました。 保等について、より強い権限を持 て病床確保等を行うことについて、 府県と医療機関との間で新興感染 感染症法が令和4年12月2日に成 保等の措置を講じるための、改正 これにより、平時において都道 国・都道府県が医療資源の確 同月9日に公布されました。

2

流行初期医 確保措置の概要

療

規定されました。 う特別な協定を締結した医療機関 での間において、初動対応等を行 る十分な財政支援が整備されるま 補助金や診療報酬の上乗せ等によ るまでに一定の時間がかかり、特 や補助金等の財政支援が整備され て、「流行初期医療確保措置」が 医療の確保を可能とする措置とし に流行初期の医療提供体制の構築 応において、診療報酬の特例措置 の新型コロナウイルス感染症の対 (※1)について流行前と同水準の に課題があったこと等を踏まえ、 改正感染症法においては、 今般

% 1 です。 ホームページに公表される予定 定が締結され次第、都道府県の 結される見込みです。また、協 和6年度半ばまでの間に順次締 なりますが、令和5年度から令 締結時期は、都道府県ごとに異 都道府県と医療機関の協定の

> り、その差額を支払うものです。 を想定)の診療報酬収入を下回っ 症流行前の同月と定められること が算定の基準となる月(注:感染 の提供を行った月の診療報酬収入 都道府県との間で初動対応等を含 されていない流行の初期段階に、 した際、当該感染症の特性が明ら た場合、都道府県が実施主体とな あり、当該医療機関が感染症医療 を支援するために実施するもので む特別な協定を締結した医療機関 かでなく、財政支援も十分に整備 (※2) (※3) (図表1) 当該措置は、新興感染症が流行

※2 病床確保 (入院医療) を行う 診療報酬のみを勘案する想定と みを行う医療機関には外来分の 報酬全体を勘案し、発熱外来の 医療機関には外来も含めた診療 されています。

令和6年4月1日から施行される 流行初期医療確保措置については、

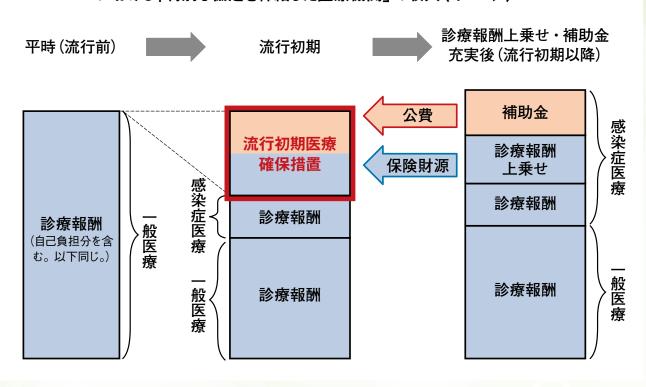
この協定等の仕組みと後述する

こととされています。

※3 自己負担分·公費負担医療分 費負担医療給付分7・3%) 5%、自己負担分12·3%、 医療保険・後期高齢給付分80・ とされています。 の差額に8分の10を乗じる想定 も補償するため、診療報酬収入 (国民医療費)

図表 1 ●流行初期医療確保措置について

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降) における「特別な協定を締結した医療機関」の収入(イメージ)



り賄 次の措置に基づき、公費負担によ 染症医療の提供に当たって必要な 医薬品や個人防護具等のかかり増 支えてきました。 進を図ることを目的としており、 防止により、 理由ですが、これまで感染症対策 担については、 置を設けた上で、 体制確保に係る経費について、 応においては、 新型コロナウイルス感染症への対 施策であり、公費が中心となって 行政の責任において取り組むべき ウイルス感染症への対応を行った し経費のほか、病床確保など、感 ことが規定されました。 保険者の負担割合は1対1とする 病院の収益構造を勘案し、公費と 保険者が負担することとされた まん延による健康被害拡大の いつつ、 により賄われてきたところ 上乗せなどの数々の特例措 直接的な医療につい 公衆衛生の保持・増 今回、 感染症医療に係る 診療報酬 しかしながら、 新型コロナ

で負担することとし、支援額の負保険、後期高齢者医療広域連合)ついては、公費(国、都道府県)ついては、公費(国、都道府県)

保険としても負担することとされ り、必要な保険料の確保に資する な社会・経済活動の維持につなが 必要最小限に止めることで、適切 経済活動の制限等の感染症対策を 険者が受益する面があり、②また、 医療が確保されるなど、広く被保 を受けることができ、感染症患者 ある感染症患者が適切な医療提供 が、これにより、①被保険者でも 従い必要な医療を迅速に提供する ました。 の費用については、公費とともに、 ことから、流行初期医療確保措置 の保険診療が中断されず、必要な 以外の被保険者についても、通常 仕組みを講ずることとしています より、協定締結医療機関が協定に 今般の流行初期医療確保措置に

支払実績に応じて保険者間で按分 者からの負担額の徴収は、支払基 こととされています。この拠出金 いう。) として支払基金に納付する 療確保拠出金(以下「拠出金」と した額を、保険者から流行初期医 医療機関に対する直近の診療報酬 金が担うこととなっており、対象 また、この支援額に係る各保険

> 県に対し流行初期医療確保交付金 については、支払基金から都道府 (以下「交付金」という。)として

できるとされています。 収する業務や都道府県に対し交付 省令で定める者に委託することが ついて国保連合会その他厚生労働 います。また、当該業務の一部に 金の業務であることが明記されて て、改正感染症法において支払基 医療機関への支払の業務等につい 県知事から委託を受けて実施する 金を交付する業務に加え、都道府 こうした拠出金を保険者から徴

3 中央会・支払基金 厚生労働省・国保

ます。 的に会合を開催し協議を行ってい 基金・国保中央会の実務者で定期 検討するため、厚生労働省・支払 関係者が実務面の認識を共有しつ 期医療確保措置の施行に向けて、 つ、システム改修や業務フローを 改正感染症法に基づき、 流行初

性がまとまりました。今後、国の 担や業務の流れなどの一定の方向 措置の対応についての支払基金や 検討を進めていくこととしていま 検討状況を踏まえながら引き続き 国保中央会・国保連合会の役割分 令和5年2月に流行初期医療確保 令和4年10月以降計6回開催し、

4 支払基金の流れ

流行初期医療確保措置の実施に 当たって、支払基金では、同措置 に係る医療機関への支援額(都道 を行うため、都道府県との間であ をかじめ契約を締結することを予 らかじめ契約を締結することを予

また、同措置において保険者から拠出金等を徴収する業務については、被用者保険者のみならず、 ては、被用者保険者のみならず、 ては、被用者保険者のみならず、 国民健康保険の保険者及び後期高 大いら、支払基金と国保中央会と とから、支払基金と国保中央会と とから、支払基金と国保中央会と をから、支払基金と国保中央会と をから、支払基金と国保中央会と をから、支払基金と国保中央会と の間でも拠出金等を徴収する業務 の実施に係る契約を締結し、国保 中央会や国保連合会とも連携して 対応する予定です。

ています。(図表2) 松基金の業務は、①~④を想定し 、医療機関へ支払うまでの支

します。

計から、都道府県の負担額を算出

①医療機関への支援額の算出

感染症医療を行った月と算定の保険者分)の差額を算出します。国保険者分)の差額を算出します。国保中央会でも同様に診療報酬(国保保険者等分)の差額を算出し、その額について、支払基金へ連携されます。支払基金では、診療報酬(被用者保険者等分)の差額と診療報酬(国保保険者等分)の差額と診療報酬(国保保険者等分)の差額と診療報酬(国保保険者等分)の差額を含算し、医療機関に支払う支援額を算し、医療機関に支払う支援額を算し、医療機関に支払う支援額を算出します。

また、保険者の負担額の総合ら各保険者(被用者保険者、国保ら各保険者(被用者保険者、国保保険者等)の負担割合(按分率)を算出し、その按分率を用いて、を算出します。国保中央会でも同様に国保保険者等分の負担額(拠出金)を算出します。国保中央会でも同様に国保保険者等分の負担額(拠出金)を算出します。国保中央会で、支払基金へ連携されます。

②都道府県からの徴収

県から負担額を徴収します。道府県の負担額を通知し、都道府援額の合計額、交付金の額及び都援額の合計額、交付金の額及び都

③被用者保険者からの徴収

出金)を徴収します。

合会が行うことを想定しています。連合会)間の契約に基づき国保連は、支払基金と国保中央会(国保なお、国保保険者等からの徴収

4医療機関への支払い

います。

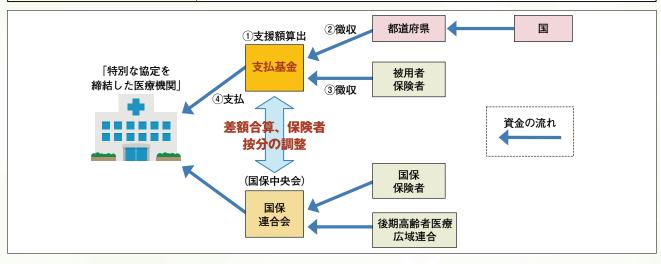
います。

の診療報酬の支払いに合わせて行
の診療報酬の支払いに合わせて行
の診療報酬の支払いに合わせて行
の診療機関への支援額(都道府

にす。 保連合会が行うことを想定してい と国保連合会間の契約に基づき国 分の支援額の支払いは、都道府県 なお、国保保険者等が負担する

図表2●支払基金の業務内容

支払基金の業務内容 (流行初期医療確保措置に係る費用の支払までの流れ)				
①医療機関への支援額の算出	 流行前後の診療報酬(支払基金分)の差額を算出 流行前後の診療報酬(国保連合会分)の差額を合算し、医療機関に支払う支援額を算出 都道府県の負担額を算出 各被用者保険者の按分率を算出 按分率から各被用者保険者の負担額(拠出金)を算出 			
②都道府県からの徴収	・都道府県に医療機関への支援額の合計を通知 ・都道府県から負担額を徴収			
③被用者保険者からの徴収 ・各被用者保険者から負担額を徴収 ・医療機関へ支援額(都道府県及び被用者保険者の負担分)を支払 ※国保保険者及び後期高齢者医療広域連合の負担分は、国保連合会から支払う				



進めてまいります。 いを円滑に実施できるよう準備を 該医療機関に対する支援額の支払 提供する仕組みを講ずることがで が協定に従い必要な医療を迅速に 延時において、協定締結医療機関 置により、 役割として、流行初期医療確保措 制度を支える重要な役割を担って こととしています。 テム改修のための要件定義を行い きるよう、関係機関と連携し、当 目的を踏まえ、支払基金の新たな います。感染症法等が改正された 令和5年度にシステム改修を行う 「迅速な支払」を通じて医療保険 支払基金は、「適正な審査」と 新興感染症発生・まん



始できるよう、令和4年度にシス流行初期医療確保措置の運用が開

Topics

貝長会議及び全国基金副審査委員

した。

長会議

(歯科)を合同で開催しま

1.

会議は、 幅広く意見を集約することを目的 していましたが、 として、3月2日から15日にかけ 審査委員長が一堂に会して実施 これ ブロック別に全国基金審査委 ま 原則10月及び3月に全 で、 全 国基金審査 令和5年3月は、 一委員

部が本部から出席し、 が行われました。 に発言いただき、 及び副委員長 当する役員、執行役、 この会議では、各ブロックを担 (歯科) 活発な意見交換 審査委員長 部長など幹 一人ひとり

3.

約され、 きないといった状況を踏まえ、 れた時間の中では、 長 金審査委員長会議及び副審査委員 また、令和5年度以降の全国 (歯科) 闊 会議については、 達な議論が必ずしもで 発言時間 限ら が 10 制 基

5.

支部取決事項の検討状況

4.

(ポイント)

会議の開催方法等

6.

コンピュータチェ

ック管理委

員会の検討状況

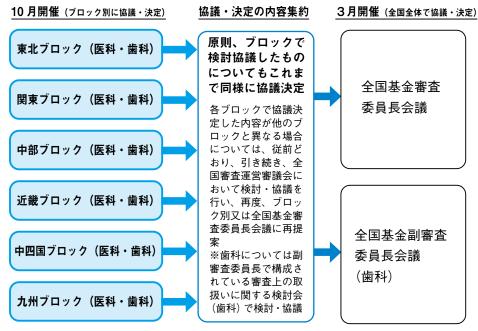
境を整えるとともに、3月は一堂 深い議論を交わすことができる環 査 に会して全国の審査委員長、副審 制に変更することとしました。 委員長がそれぞれ検討協議する は ブ ロック別に開催することで

議 事等

確認の結果等 (目視割合10%) 令和5年度事 可視化レポー 目視対象レセプトの絞り込み ティングの早期 に向けた取組 業計 画 0) 概 要

2.

令和5年度以降の審査委員長 令和5年度以降の審査委員長会議の開催方法等



東北ブロック	北海道審査委員会(以下略)、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東ブロック	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、本部
中部ブロック	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿ブロック	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中四国ブロック	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州ブロック	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

開催

ている。

ローアップが必要であると思っ

理事長あいさつ(要旨

中四国ブロックにて一

等の幹部が各ブロックに赴い ことが難しかったため、今後は、 長の皆様のご意見を十分に伺う 3月はこれまでと同様、全国の をできるだけ丁寧に伺いたい。 10月に、本部から役員、執行役 が、時間の制約から、審査委員 に参加いただき開催してきた まで年2回、全国の審査委員長 審査委員長が一堂に会して開催 を開催させていただいた。これ 今回 先生方お一人お一人の意見 は、 ブロック単位で会議

審査事務の集約後の状況

がなく業務が遂行できているの 事務集約を行った。大きな支障 審査委員、関係者の皆様のご理 支払基金は、昨年10月に審査 職員の頑張りはもちろんの 審査委員長を始めとする

> 離通勤の職員は疲れていると聞 もはっきりしてきた。職員に関 解、 することで言うと、やはり遠距 謝を申し上げている。 いており、引き続き丁寧なフォ ないものの、いくつかの課題 これまで大きな支障は生じて ご協力のおかげであると感

間で業務分担について、どうバ らすると、自分たちが事務所勤 事があり、事務所勤務の職員か 職員と在宅で勤務する職員との 務に集中できていることについ り事務所でなければできない仕 宅勤務を選択しているが、やは ち12%程度の職員が月9日間在 意見があり、事務所で勤務する て「不公平ではないか」という 務の時に、 集約拠点で職員約2千人のう 在宅の職員は審査事

> ど、事務所に勤務する者も在宅 ると思っている。 的な方法を考えていく必要があ て仕事がしていけるような現実 の職員も、双方が一体感を持っ る日に在宅勤務日を設けないな る。また、あえて紙の処理があ 業務分担を考えていく必要があ ある。両者の間で納得感のある

らは、なかなか意見を言う機会 が、集約当初は比較的できてい いている。 げてもらえないということを聞 るから、なかなか意見を取り上 の仕事に合わせるように言われ がないとか、言っても集約拠点 点に他の県から転勤した職員か ないところが多かった。 やってくださいと言っている の1」とか、「振り返り会」を 上司と1対1で面談をする「1 だけ職員が話しやすいように、 組織風土改革として、できる 集約拠

埼玉、東京、愛知、大阪、 取得していたが、今は、北海道、 レセプトを従来は47支部で画像 業務のやり方としては、 福岡 紙の

ランスをとるのかという問題が

審査の処理が遅れがちになって 職員に負荷がかかっていて、 力は埼玉、愛知、福岡の3か所 の6か所で画像取得をして、 にしてほしいと言っている。 計画的にその解消ができるよう 用職員を活用して、できるだけ いる。本部から、OBの継続雇 でやることにしたので、そこの

が、 境になってきているが、 皆総出で仕事ができるような環 分かってきた。 のは簡単ではないということも に答えることが難しい面がある 土日、審査委員会の応需に出る で担当していなかった職員が 員会の応需に関しては、これま るので、受付や返戻発送などは 体制をつくることを目指してい 職員が総出で事務処理ができる また、審査委員会事務局は、 業務の属人化の解消という なかなか審査委員の質問 審査委

審査委員の改選や事務量調査を レセプトが10%に絞り込まれる 組織体制については、 また、 10月には目視対 6月に

ばらつきの是正も含めて10月に のかを検討していく必要がある。 向けてどういう体制をしていく ことを踏まえ、診療科ごとの分 出身都道府県ごとの分担の

基金の本格稼働の年 令和5年度は新生支払

けている。 の本格稼働の年であると位置づ で、令和5年度は新生支払基金 格化させていく。こうした意味 検討し、解消していく取組を本 た差異について診療科別WGで きる環境が整い、そこで見つけ 務の中で差異に気づくことがで ト交換によって、日々の審査事 事務を始めている。このレセプ セプトの両方のレセプトの審査 1月から、職員は出身県のレセ 創建する年であった。12月まで 身県以外、多くは集約拠点のレ プトだけでなく、1割程度、出 に業務運営を安定化させ、今年 令和4年度は新生支払基金を

支払基金改革の目的は二つあ

すというより、外来だけではな

オンライン資格確認の基盤を

り30円程度安い審査支払手数料 がかかるが、通常のレセプトよ 方箋料だけというようなレセプ なレセプト、例えば再診料と処 り、一つは業務の効率化、もう トについては、20億円近い経費 の振分けにより、判断が明らか 査支払手数料のうち、レセプト ある。既に令和5年度には、審 化により経費を削減し、それを の解消である。 を設定することとした。 保険者に還元するということで は、分かりやすく言えば、 つは審査結果の不合理な差異 業務の効率化 効率

換をしたが、今は比較的負担の WGの事務を担う職員と意見交 職員が気づいた差異について、 ているところが多いということ ながら解消していく。診療科別 ては、レセプトの交換により、 換範囲を拡充する。割合を増や 少ない外来レセプトの交換をし 診療科別WGの先生方に相談し 審査結果の差異の解消につい 10月以降、レセプトの交

> な病院のレセプトを交換するな せていきたいと考えている。 異解消に向けた取組を本格化さ よって、より実質的な面での差 ど、中身の充実を図ることに く、入院レセプトや比較的大き

皆さんに実感していただけるよ ている。 うにしていく必要があると考え の効果を保険者や医療関係者の 合理な差異の解消の両面で、 業務の効率化と審査結果の不 そ

データヘルスの 基盤充実の年

が導入されることになる。 関や薬局でオンライン資格確認 込んでおり、ほぼ全ての医療機 顔認証付カードリーダーを申し る義務化対象施設のうち9%は なっている。現状で21・4万あ 認が原則義務化をされることと 今年4月からオンライン資格確 に関しても大きな動きがある。 令和5年度は、データへルス

> 機関等は準備が整っているの ないが、既に5万ぐらいの医療 が始まっているが、現状では導 情報が追加される。既に1月26 健医療情報の提供については、 で、今後、順次導入が進んでい 薬局であり、医療機関はまだ少 入に対応している施設の多くは 日から電子処方箋管理サービス 5月からレセプト情報に手術 活用した医療機関等に対する保 くと考えている。

りができ、かつ検査データ等の 供書や退院時サマリーのやり取 和5年度、病院間で診療情報提 盤充実の年になる。 は、データヘルスにとっても基 情報交換もできるサービスにつ 義などに取り組んでいるが、 和4年度からシステムの要件定 の交換サービスについても、 いて開発を進める。 令和5年度 また、新たに電子カルテ情報 令 令

今日はいろいろご説明をさせ

福島県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長

のため、努力していく **査委員会の充実**

医師として

医師を志したきっかけは

男でしたので、歯科医を目指すつも 学しました。 科大学に合格したため、 学部を受験したのですが、不合格で、 りでいました。当然のことながら歯 も「同じ医療の道」ということで入 一期と二期の間に受けた福島県立医 父が歯科の開業医で、私はその長 歯科も医科

きたことは嬉しい思い出です。 回全日本医学部体育大会でも優勝で 本医学部体育大会で2連勝し、 大学では準硬式野球部に入り東日 第 1

-経歴と専門分野は

工臓器研究のメッカで、医学、工学、 出会いました。当時、 あるユタ大学で、当時、自分にとっ 西部ユタ州のソルトレイクシティに にアメリカに留学することができ、 りました。入局6年目の1976年 その後心臓血管外科を選ぶことにな 術ができたのは、母校では第一外科 心臓外科でした。当時その両方の手 術が難しく、手術時間が長い食道と ては未知の分野であった人工心臓に でしたので迷わず門をたたきました。 て考えていたのは、外科の中でも手 外科志望で、専門とする領域とし ユタ大学は人

ことは大きな喜びになっています。 の歴史の一端に関わることが出来た めていることを考えると、その進歩 の場で心不全治療の重要な位置を占 できました。人工心臓が現在、 座右の銘は

て、 なのですが、慢心を戒める言葉とし か知らない)です。当たり前のこと was ich weiß.」(知っていることし 葉は、ドイツ語で「Ich weiß nur の中で、私が最も大事にしている言 て身にしみました。数ある教授語録 しい教授でしたが、教えは後になっ 母校の第一外科の教授はとても厳 いつも肝に銘じています。

くの情報が提供されますが、

にそれらを見る余裕はないのが現状

印象に残るエピソードは

苦痛にゆがむ患者さんの顔を思い浮 すがにつらかったです。そんな時は 疲れて寝入った夜中の呼び出しはさ 日常茶飯事ですが、夜遅くに帰宅し、 す。不思議な感覚でした。 体はシャキッとなり、活力が戻りま かべるようにしました。その瞬間、 心臓外科医にとって、緊急手術

審査委員長として

幸い人工心臓の研究を続けることが いただきました。日本に戻った後も、

臨床

までにない経験で、医師としても、 専門家が一堂に会しての議論は、 高分子化学などのさまざまな分野の

今

人間としても多くのことを学ばせて

欠のことと考えています。毎月、多 審査の質を向上させるためにも不可 もいらっしゃいます。審査委員とし 地方の審査委員の中には審査委員会 ません。会津やいわきといった県南 委員の先生方は自分の担当のレセプ とは、審査の差異をなくすためにも、 て必要な情報を共有していただくこ に来るのに、1時間半以上かかる方 全体のことまではなかなか目が向き ト審査には集中されますが、委員会 なります。私もそうでしたが、 審査委員長を拝命して約1年半に 審査委員長になり感じたことは

期待しています。 ための一方法になるかもしれないと を有効に活用することは情報共有の です。6月から開始された在宅審査

――審査委員長として大切にしてい

精緻化しており、AIによるレセプトの振分機能も向上し、目視対象レトの振分機能も向上し、目視対象レセプトの減少に伴って、審査委員会の組織としての在り方も変わっていくことが予想されます。審査委員伝の多様性、複雑性はさらに増しているように思われます。審査委員個々の目視審査の重要す。審査委員個々の目視審査の重要す。審査委員個々の目視審査の重要す。審査委員個々の目視審査の重要す。審査委員個々の目視審査の重要す。審査委員個々の目視審査の重要す。

で、精神的な負担も増していると想の事務職員は、他の審査委員会事務の事務職員は、他の審査委員会事務がなかった事務職員にとっては、今まで審査委員とあまり接する機会がなかった事務職員にとっては、今まで以上のレベルが要求されますの。精神的な負担も増していると想

思います。 像されます。頑張ってもらいたいと

審査委員長になって半年後に、前署を委員長になって半年後に、前標、本本委員会での話題のエッセンスを、A4用紙1枚の『審査研究会だより』として、審査委員、事務職だより』として、審査委員、事務職がより。

―医療機関や保険者への要望は

改善が必要と考えています。保険者に関しては原審どおりの理由を、ことを審査委員会の確認事項として、ことを審査委員会の確認事項として、まる個別的な差が見られ、さらなるとを審査委員会の確認事項として、のでは、

一方、審査委員会からは、医療機 門用語や略語の羅列が目立ち、医療 門用語や略語の羅列が目立ち、医療 門用語や略語の羅列が目立ち、医療 で、医療行為や使用した医療材料に 心セプトがあります。症状詳記の中 で、医療行為や使用した医療材料に 次要性を理解するのに大変苦慮する が要性を理解するのに大変苦慮する が要性を理解するのに大変苦慮する が要性を理解するのに大変苦慮する が、医療行為や使用した医療材料に で、医療行為や使用した医療機

ます。なりますのでよろしくお願いいたし

ついてどうお考えですか――今後の医療保険制度の在り方に

すので、今後も、審査委員会の充実 るのが政治の役割だと思います。 険適用されることにより、 のため、 査委員会の果たすべき役割は重要で 険を守り、限りある医療資源を有効 のような政治を期待したいですね。 いった基本的な視点でとらえ実行す ように分配するかを、 お金もかかります。国の財産をどの を益々逼迫するといわれていますが、 高価な医薬品が次々に開発され、保 医療や、難病の福音とも期待される に活用するため、その一端を担う審 療を受けることができる日本の皆保 本来医療や福祉は、人を必要とし、 高価な医療機器を駆使しての先進 いつでも、どこにいても必要な医 努力していく所存です。 人類の平和と 保険財政

プライベートについて

健康を保つ秘訣は

ゴルフクラブは月に1回の例会があいです。福島市周辺の医師仲間での休日は、ゴルフを楽しむことが多

り、年間計10回での年間賞もあり、いわゆる「ノータッチ、OKなし」のプレーは緊張感があります。またのプレーは緊張感があります。またのプレーは緊張感があります。またで外食を楽しむことが多かったので外食を楽しむことが多かったのですが、コロナ禍となってからは、夜街にお家ごはん」で、妻の手料理には「お家ごはん」で、妻の手料理には「お家ごはん」で、妻の手料理には「お家ごはん」で、妻の手料理には「お家ごはん」で、妻の手料理には「お家ごはん」で、妻の手料理になりなど、



13

令和5年5月8日以降の

「新型コロナウイルス感染症に係る

診療報酬上の臨時的な取扱い(について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、厚生労働省は、令和5年5月8 日以降の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」については、次の①②の 事務連絡により取り扱うこととし、②において、これまで厚生労働省から発出された「新型コロナウ イルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」については、同日(令和5年5月8日)をもって 廃止することを連絡しました。

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に 係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務 連絡)
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な 取扱いについて (令和5年4月6日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

また、厚生労働省は、次の③の事務連絡をもって、①②の事務連絡に記載された内容等に係る疑義 解釈を連絡しました。

③ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症 に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについてしたかかる疑義解釈資料の送付について(令和5年 4月17日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

今号では、令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱 い」の主な概要をご紹介します。

<1~③を含む事務連絡等及びこれまで発出された事務連絡等の厚生労働省ホームページ掲載先> ホーム → 政策について → 分野別の政策一覧 → 健康・医療 → 健康 →感染症情報 → 新型コロ ナウイルス感染症について → 自治体・医療機関向けの情報一覧(事務連絡等)(新型コロナウイ ルス感染症)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00088.html

厚生労働省ホームページの上記掲載先のほか、支払基金ホームページにも 同省の各通知・事務連絡を掲載しておりますので、ご覧ください。 トップページ → 診療報酬の審査 → 診療報酬関係通知



主な概要

- ★ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年5月8日以降、下 表の考え方の下、診療報酬上の特例について見直しを行う。
- ★ また、冬の感染拡大に先立ち、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直し を行う。その上で、令和6年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行う。

	対応の方向性・考え方 現行措置(主なもの) 位置づけ変更後(令和5年5月8日~)				
	空間分離・時間分離に必要な人員、 PPE等の感染対策を引き続き評価 その上で受入患者を限定しないこ とを評価する仕組みへ	300点 【院内の感染対策が要件】	① 300点 【対応医療機関の枠組みを前提として、院内 感染対策に加え、受入患者を限定しない形 に8月末までに移行】 又は、 ② 147点 【①に該当せず、院内感染対策を実施】		R6改定に
外		250点 (3月は147点) [発熱外来の標榜・公表が要件]	_ (R5.3月末に終了)	医療体制	おい
来	届出の簡略化などの状況変化を 踏まえて見直し 位置付け変更に伴い、医療機関が 実施する入院調整等を評価	950点 【初診含めコロナ患者への診療】 ※ロナプリープ投与時の特例 (3倍)あり	147点 【初診時含めコロナ患者への療養指導(注)】 ※ロナブリーブ投与時の特例(3倍)は終了 (注)家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の指導 950点/回		て恒常的な感染症対策
			【コロナ患者の入院調整を行った場合】	し	症
+ -	緊急往診は、重症化率の変化に伴 う必要性の低下を踏まえて見直し 介護保険施設等での療養を支援す	2,850点 【緊急の往診】	950点 【緊急の往診】 ※介護保険施設等への緊急往診に限り2,850点を継続	ながら判断	\wedge
在宅	る観点から同施設等に対する緊急 往診は引き続き評価	•	950点 【介護保険施設等において、看護職員とともに、 施設入所者に対してオンライン診療を実施する場合】		の見直し
	往診時等の感染対策を 引き続き評価	300点 【コロナ疑い/確定患者への往診】 ■	(引き続き評価)		

	対応の方向性・考え方 現行措置(主なもの) 位置づけ変更後(令和5年5月8日~) し				
入院	入院患者の重症化率低下、 看護補助者の参画等による 業務・人員配置の効率化等を 踏まえて見直し 介護業務の増大等を踏まえ、 急性期病棟以外での 要介護者の受入れを評価	①重症患者 ICU等の入院料: 3 倍 (+8,448~+32,634点/日) ②中等症患者等 救急医療管理加算: 4~6 倍 (3,800~5,700点/日) □ プラの点/日 (さらに+1,900点は30日目まで、	①重症患者 ICU等の入院料:1.5倍 (+2,112~+8,159点/日) ②中等症患者等(急性期病棟等) 救急医療管理加算:2~3倍 (1,900~2,850点/日) ※ 介護保険施設等からの患者等をリハビリ提供や入院退院 支援体制が充実した病棟(例:地域包括ケア病棟等)が受け入れる場合は加算(+950点/日) コロナ回復患者を受け入れた場合 750点/日 (60日目まで。さらに14日目までは+950点)	医療体制の	R6改定において!
	必要な感染対策を 引き続き評価	その後、 <u>+950点</u> (は90日目まで) 250~1,000点/日 (感染対策を講じた診療) 300点/日 (個室での管理)	(引き続き評価)	状況等を検証し	恒常的な感染症対策
		250点/日 (必要な感染予防策を講じた上で リハビリテーションを実施)	(引き続き評価)	ながら判断	上が第へ
歯科	コロナ患者への歯科治療を 引き続き評価	298点 (治療の延期が困難なコロナ患者 ■ (に対する歯科治療の実施)	(引き続き評価)	断	への見直し
調剤	コロナ患者への服薬指導等を 引き続き評価	訪問対面500点、電話等200点 (自宅・宿泊療養患者に薬剤を届けた 上での訪問対面/電話等による 服薬指導の特例)	(引き続き評価) ※自宅・介護保険施設等への対応を評価 ※薬局におけるコロナ治療薬の交付は 服薬管理指導料: 2 倍(+59点又は+45点)		

※ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等に ついて (ポイント):https://www.mhlw.go.jp/content/001070769.pdf (令和5年3月10日付け厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの 変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について (情報提供)」【別紙2】) Р 3 、4 から抜粋



※ 本ポイントには診療報酬上の特例の一部が掲載されていることから、その他の特例を含めた取扱いの詳細については、 ①~③の事務連絡をご確認願います。

保険者からの再審査請求において 「原審どおり」となる事例の解説

事例

急性期の呼吸不全における同日2回の血液ガス分析について

本事例は、保険者からの再審査請求において「同日2回の『血液ガス分析』の算定はいかがか」 との申出が行われた事例です。

急性期の呼吸不全については、血液ガスを正常化させる呼吸管理が治療上最も重要であること を踏まえ、審査情報提供事例(医科)において、毎日複数回の血液ガス分析は認められるとして いることから、本事例は原則として原審どおりとなりますので、再審査請求の申出を行う場合は ご留意ください。

【告示 令和4年3月4日付け厚生労働省告示第54号】(抜粋)

- <別表第一 医科診療報酬点数表・第2章・第3部・第1節・第1款 生化学的検査(I)> D007 血液化学検査
 - 36 血液ガス分析、Ⅳ型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂 肪酸結合蛋白(H-FABP)定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定量、アルブミ ン非結合型ビリルビン 135点
 - 注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。

【審査情報提供事例 (医科)】 (抜粋)

(公表日:平成17年4月25日)

- ○同日2回の血液ガス分析について
- ○取扱い

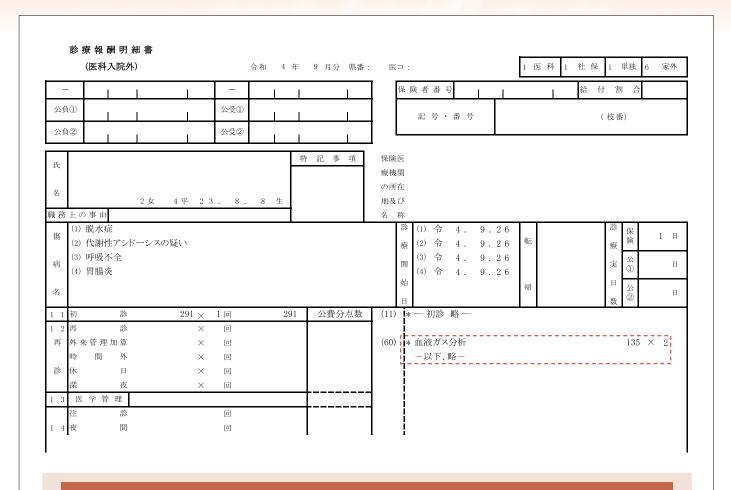
急性期の呼吸不全の場合、毎日複数回の血液ガス分析の算定は認められる。

○取扱いを定めた理由

急性期の呼吸不全とは、血液ガス上PaO2の低下、PaCO2の上昇がもたらされる状態であ り、血液ガスを正常化させる呼吸管理が治療上最も重要であり、その為には複数回の血液ガス分 析は必要と認められる。

○留意事項

1日の必要回数については、個々の病状により異なる。急性期とは、通常1~2週間程度である。



保険者からの再審査申出内容

同日2回の血液ガス分析はいかがか。

原審どおりとなる理由

急性期の呼吸不全とは、血液ガス上PaO2の低下、PaCO2の上昇がもたらされる状態であ り、血液ガスを正常化させる呼吸管理が治療上最も重要で、その為には複数回の血液ガス分析は 必要となります。

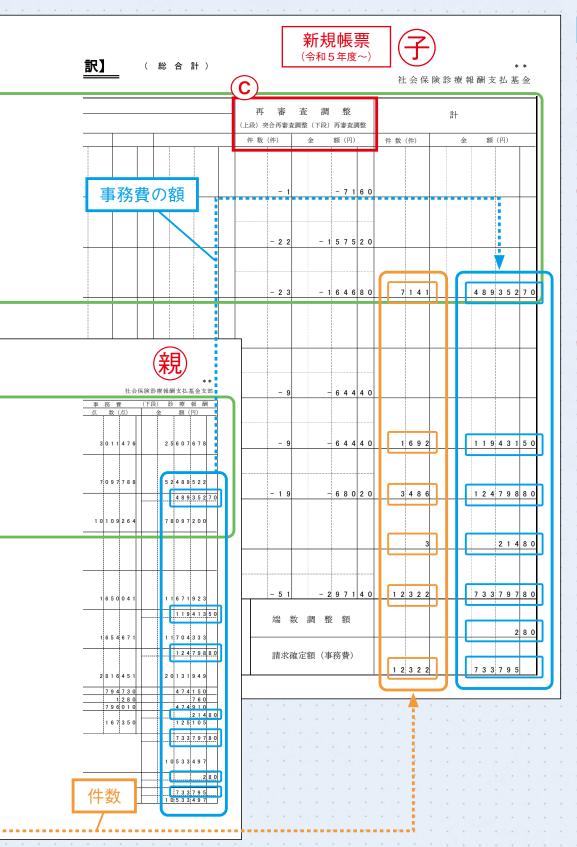
このため、急性期の呼吸不全の場合、毎日複数回の血液ガス分析は必要と認められますので、 当該事例における同日2回の血液ガス分析の算定は妥当であり、原審どおりとなります。

なお、このことについては、支払基金における「審査情報提供事例(医科)」(公表日:平成17 年4月25日)において、原則として、認められる旨示しております。

令和5年5月から帳票が変わります!

~審査支払手数料階層化の導入~

[保険者の方へ]



表示内容

▲「算定(一般分レセプト)」欄

医療機関等から請求されたレセ プトを審査した結果、保険者へ 請求する「一般分レセプト」の件 数、並びに事務費の単価及び金 額を表示しています。

B「算定 (判断が明らかなレセプ ト)」欄

医療機関等から請求されたレセ プトを審査した結果、保険者へ 請求する「判断が明らかなレセ プト」の件数、並びに事務費の 単価及び金額を表示しています。

○「再審査調整」欄

保険者から請求された再審査等 において医療機関等へ返戻した レセプトの件数及び保険者に返 還する事務費の金額をマイナス で表示しています。

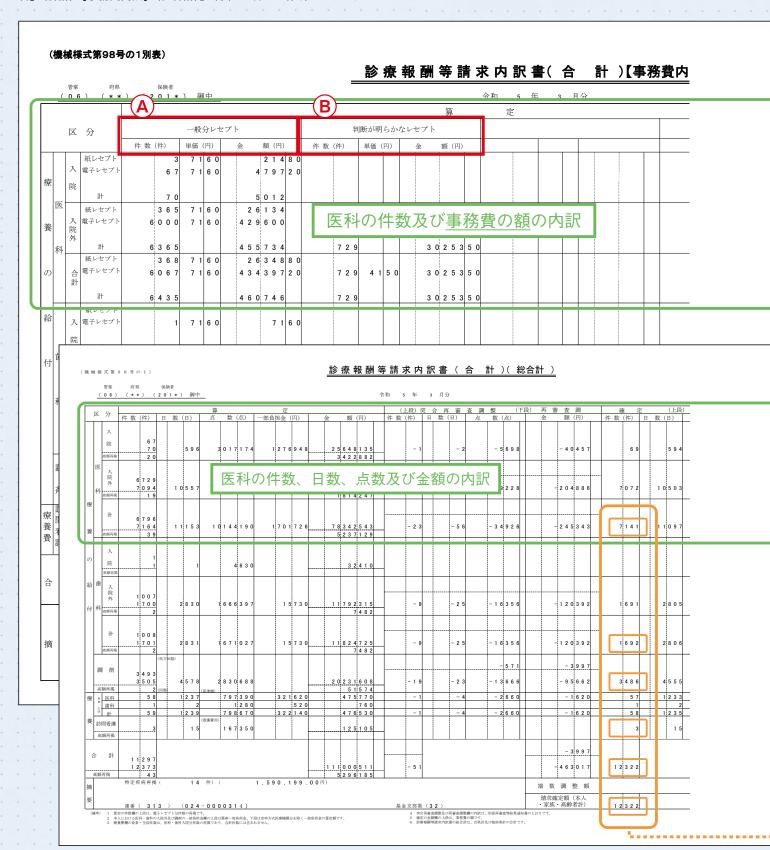
なお、返還する事務費の単価は 「一般分レセプト」と同額として います。

審査支払手数料階層化とは

令和5年度から簡素なコンピュータチェックで完結する「判断が明らかなレセプト」*に関し、他のレセプトとは別の手数料を 設定する手数料の二階層化を導入した

※「判断が明らかなレセプト」…医学的判断を要さない基本診療料等を組み合わせた入院分以外のレセプトとし、過去の審査実績から査定 が発生していない又は簡素なコンピュータチェックで完結するレセプトをいい、それ以外のレセプトを「一般分レセプト」という。

手数料階層化の実施に伴い、従前からの請求帳票である「診療報酬等請求内訳書(合計)(総合計)」(親)の内訳として、「判断が明 らかなレセプト」と「一般分レセプト」の区分別に件数や事務費の額を点数表・レセプト形態別に集計した『「診療報酬等請求内訳 書」(合計)【事務費内訳】(総合計)」(子)を新たに作成しました。



ホームページ活用術

支払基金ホームページでは、皆さまのお役に立つ情報を掲載しています。 今回は、トップページからの入り方やトップページ右上の「検索窓」の使い方などについてご紹介します。



カテゴリ別メニュー

支払基金の組織や事業などカテゴリ別にホームページの情報を5つに分類しています。 ここから入ると、ホームページの概要が分かり、目的の情報にたどり着きやすいです。

組織概要…支払基金の組織に関することを掲載

事業内容…支払基金が扱う事業を制度別に掲載

診療報酬の審査…審査に関する厚労省通知や支払基金の審査業務に関することを掲載

診療報酬の請求支払…オンライン請求や帳票の見方など、請求支払の実務に関することを掲載

統計情報…毎月の統計資料データなどを掲載

ブランディングエリア

支払基金基本理念・職員行動指針・内部統制に関する基本方針、支払基金を紹介するページが表示 されます。

利用者別メニュー

利用者の方別に、実務に関するページへのリンクを掲載しています。



たとえば…

診療報酬改定関係情報や オンライン請求への移行手続等は こちらから確認できます



保険者の方

保険者の方に向けた各種ページをピックアップしています



たとえば… オンラインによる 再審査等請求手続き等は

こちらから確認できます

重要なお知らせ

災害情報、システム障害などの重要なお知らせをタイムリーに表示しています。



災害関連情報

- → 令和5年1月24日からの大雪に関するお知らせ
- → 令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れに関するお知ら
- → 令和4年12月22日からの大雪に関するお知らせ
- → 令和4年12月17日からの大雪に関するお知らせ
- → <u>令和4年台風第15号に関するお知らせ</u>
- → 令和4年台風第14号に関するお知らせ
- → 令和4年8月3日からの大雨による災害に関するま
- → 令和4年7月14日からの大雨による災害に関する
- → 令和4年福島県沖を震源とする地震に関するお知
- → 令和3年長野県茅野市において発生した土石流に → 令和3年8月11日からの大雨による災害に関する。
- → 台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨に
- → 今和3年7月1日からの大雨による災害に関するお
- → 島根県松江市における大規模火災に関するお知ら

令和5年1月24日からの大雪で被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。 令和5年1月24日からの大雪に係る支払基金の対応についてお知らせします。

令和5年1月24日からの大雪に関するお知らせ

被保険者証等を紛失等した方の受診

厚生労働省は、令和5年1月24日からの大雪による災害に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避 難するなどして手元に被保険者証等がない場合でも、氏名や生年月日、連絡先などを保険医療機関等に伝えれ ば、保険を適用して受診できるとしています。詳細は、 $\underline{\textbf{P2+労働省保険局医療課<math>o$ 事務連絡 $(PDF:174KB})$ をご覧 願います。

お問い合わせ先

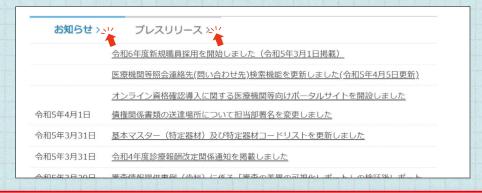
災害救助法適用地域の保険医療機関等及び保険者等の皆さまからのお問い合わせは、所在する審査事務センタ ー・分室又は審査委員会事務局及び本部(事業統括部東地区事業サポート課及び西地区事業サポート課)で対応 しています。(十曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時30分)

- → 都道府県情報
- → 令和3年新潟県糸魚川市における地滑りに関するお知らせ

5

お知らせ/プレスリリース

更新情報やお知らせ、プレスリリースを掲載しています。 「お知らせ」または「プレスリリース」を<u>クリック</u>することで各情報へ切り替えることができます。



6

メニュー

都道府県のセンター及び事務局の所在地情報等を掲載している「都道府県情報」ページや各実務ページへダイレクトにアクセスすることができます。

また、「 $\underline{n\nu\nu g}$ 」には重要な年間日程を「保険者等の皆さま」、「保険医療機関等の皆さま」ごとに掲載しています。



7

外部リンクバナー

オンライン資格確認等、支払基金業務に関係する外部リンクを掲載しています。

8

相談窓口

お問合せ内容に応じた相談窓口を掲載しています。



22

特定健診・保証 授受等日程

再審査請求に任

ホームページ電師 さがし方

トップページ右上にある検索欄にキーワードを入力し検索していただくか、 空欄のまま検索いただくと 次の画面に切り替わります。



こんな機能もあります!

検索キーワードを入力すると、関<u>連するキー</u> ワードを前方一致・後方一致で自動予測して 候補として表示します。また、もっとも検索 されている検索キーワードの上位5件をラン キング形式で掲載しています。

point

検索のコツ

point 検索結果の表示方法

検索後、さらにキーワードを入力し検索 結果の中から絞り込み検索をします。

同義語拡張検索

送り仮名が異なる単語や略語など同じ意 味の単語を1つのキーワードで検索に ヒットさせることができます。

例:「引越⇔引っ越し⇔引越し」「子供 ⇔子ども」

●添付ファイル

検索結果にエクセル、ワード、PDFを 含むか含まないかを選択します。

● 絞込方法

検索結果に表示したいカテゴリ、除外し たいカテゴリの設定ができます。

(チェックが入っているカテゴリのみを 表示します。逆にチェックを外すと検索 結果から除外されます。)

ヨソート

条件ごとに検索結果の並び替えをしま す。

□表示件数

1ページに表示する検索結果の数が設定 できます。

検索がうまくいかないときは、次の点を確認してください!

- キーワードに入力間違いがないか確認してみてください。
- 同じ意味で短く簡単なキーワードや、一般的な言葉に置き換えて検索してみてください。
- ◆ キーワードが複数の場合は、キーワードを減らして検索してみてください。
- キーワードを増やしてみてください。
- 検索結果が何もない、あるいは少ないときは、関連するキーワードを or 演算子("|")を挿んで羅列 してみましょう。ヒットしやすくなります。

例:会議室|研修室|使用料

● 検索結果が多すぎるときは、関連するキーワードを and 演算子 (空白) を挿んで羅列してみましょう。 検索結果を絞り込めます。

例:会議室 研修室 使用料



おたずねに 答えて



登録の修正は お済みですか

支払基金メールマガジンに関して支払基金に寄せられたご質問を紹介します。

担当者2人が、それぞれのメールアドレスでメルマガ登録をしているのですが、オン ライン請求に関するメルマガが1人にしか届きません。なぜですか。



オンライン請求区分が「未実施」で登録されているため、オンライン請求に関す るメルマガが届いていないと考えられます。

受信されたメルマガの下部にある<登録内容の変更はこちら>のURLから登録内 容の変更をお願いします。

登録内容の変更 http://mail.ssk.or.jp/f/interim/register/00001

社会保険診療報酬支払基金 保険者・公費実施機関 保険医療機関等 以下の情報を入力してください。 (*|は必須項目です。) 社会保険診療報酬支払基金 ◆メールアドレス tarou@abc.ne.jp 以下の情報を入力してください。 (*|は必須項目です。) 特定健診機関を併設して ◆メールアドレス ◆医療機関(薬局)名 いる医療機関は、「医科 tarou@abc.ne.jp 基金ケリニック ♦所在地 と特定健診機関等の併 ◆機関ID(10桁) * 東京都 設」を選択してください。 ◆保険者·公費実施機関名 選択していただくと、特 基金保険協会 東 * オンライン請求区分が 点数表 定健診に関するメルマガ 「未実施」になっていると、 ◆保険者(公費負担者)番号 06132013 * 医療機関(薬局)コード(7桁) が配信されます。 オンライン請求関係のメ 1234567 * ◆登録者(担当者)名 ルマガは届きません。 ◆区分 医科(診療所) 基金 太郎 ~ ◆登録者(担当者)名フリガナ ◆登録者(担当者)名 キキンタロウ 基金 太郎 ◆雷話番号 ◆登録者(担当者)名フリガナ 03 - 1234 - 5678 * キキンタロウ ◆オンライン請求 ◆電話番号 03 - 1234 - 5678 * 実施 ◆オンライン語求 実施 登録する 登録する

医科、歯科、訪問看護ステーションを運営している法人です。 一つのアドレスで、 3機関分登録したいのですが、可能ですか。



複数登録することはできません。別のアドレスで登録願います。

information

理事会開催状況

3月理事会は3月20日に開催され、議題は次のとおりでした。

議題

1 議事

- (1) 令和5事業年度医療介護情報化等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)
- (2) 令和5事業年度前期高齢者関係等特別会計予算、事業計画及び資金計画(案)

2 報告事項

- (1) 地方組織監事監査結果報告(令和4年度下期)
- (2) レセプト及び請求支払関係帳票の誤送付
- (3) 公益代表役員等の公募
- 3 定例報告
 - (1) 令和5年1月審査分の審査状況
 - (2) 令和5年2月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和5年2月理事会議事録の公表

プレスリリース発信状況

3月1日 2月定例記者会見を開催

令和4年12月診療分の対前年同月伸び率で確定件数は17.2%増加、確定金額は7.7%増加

3月22日 3月定例記者会見を開催

オンライン資格確認システムの導入状況

薬局

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

211,537施設(92.1%) / 229,752施設

※義務化対象施設に対する割合: 98.9%

		(2023/4/2時点)
全施設数	義務化対象施設	参考:全施設数

91.2%

病院

薬局

医科診療所

歯科診療所

8,189

89,743

70,300

61,520

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	98.7%	98.9%
医科診療所	91.5%	98.4%
歯科診療所	88.6%	99.9%
薬局	96.0%	98.7%

	全施設数	義務化対象施設
	に対する割合	に対する割合
病院	85.7%	85.9%
医科診療所	66.7%	71.7%
歯科診療所	65.4%	73.8%

88.7%

2. 準備完了施設数(カードリーダー申込数の内数)

167,470施設(72.9%) / 229,752施設

※義務化対象施設に対する割合: 78.3%

3. 運用開始施設数(準備完了施設数の内数)

154,595施設(67.3%) / 229,752施設

※義務化対象施設に対する割合: 72.3%

	全施設数	義務化対象施設
	に対する割合	に対する割合
病院	81.3%	81.5%
医科診療所	59.8%	64.3%
歯科診療所	59.0%	66.6%
薬局	85.8%	88.2%

注)義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計(213,878施設)で算出 (紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和4年12月診療分)

出典:厚生労働省HPより